

柏崎刈羽原子力発電所敷地内における火災の原因と対策 および火災発生当日の対応状況について

平成 22 年 9 月 1 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

平成 22 年 8 月 23 日午前 11 時 27 分頃、発電所敷地内（屋外）にあるコンポスト処理*のためのチップ材置き場において、保管していた木くずから発火していることを協力企業の作業員が発見したことから、消防署へ通報するとともに、消防署と発電所の自衛消防隊による消火活動を行いました。

その後、午後 0 時 40 分に、消防署により鎮火が確認されました。

なお、本事象による負傷者および外部への放射能の影響はありませんでした。

（平成 22 年 8 月 23 日 午後 0 時 35 分、午後 1 時お知らせ済み）

当社は、これまでに火災発生の原因と対策および火災発生当日の対応状況について調査を行ってまいりましたが、本日、調査結果をとりまとめ、新潟県ならびに柏崎市消防本部に報告書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

1. 火災発生の原因と対策について

調査の結果、火災が発生した原因は、チップ材を山積みにし長期にわたって保管していたことにより、チップ材が発酵・酸化したことで自然発火（蓄熱発火）に至ったものと推定いたしました。

当社はこれまで、今回の火災の応急対応として、火災の発生状況について協力企業を含めた発電所内へ周知するとともに、発電所構内全域のパトロールによる火災発生リスクの確認や、チップ材置き場の散水等を行ってまいりました。また、今回火災が発生したチップ材については、柏崎市火災予防条例に定める指定可燃物に該当することがわかったことから、柏崎市消防本部へ必要な届出を行いました。

今回の調査結果を踏まえ、可燃物を集積した時の自然発火を防ぐため、今後、以下の対策を講じてまいります。

- ・当該のチップ材置き場は廃止するとともに、コンポスト用のチップ材は必要最低限の量だけを製作することとし、集積保管は行わない。
- ・自然発火の可能性のある可燃物を一時的に集積保管する際には、集積保管量や集積保管方法について適切な管理を実施する。
- ・自然発火の可能性のある可燃物を一時的に集積保管する際の管理方法や指定可燃物の届出に関する管理責任等のルールを、ガイドラインとしてまとめる。

また、正確な火災の発生場所が速やかに把握できなかったため、火災の発見から消防署への通報に約 13 分の時間を要したことを踏まえ、正確な発生場所が

把握できない場合でも、119番通報を優先することを徹底いたします。

さらに、火災の発生場所を速やかに特定できるよう、発電所構内を格子状に区分したマップを発電所員や協力企業の方々に配布し、構内の適切な箇所にこのマップおよび現在位置が記入された立て看板を設置いたします。

2. 火災発生当日の対応状況について

火災発生当日における当社の報道発表が火災の発見から1時間以上の時間を要したことから、今後の迅速な報道発表に向けて、当日の対応状況を確認いたしました。

その結果、前述の初動対応に時間を要したことに加え、正確かつ分かり易い情報を報道機関に提供しようとする意識が強かったため、迅速な報道発表ができませんでした。

当社は、火災発生時における報道発表を迅速に行うため、今後、以下の対策を講じてまいります。

- ・火災発生時の公表に必要な情報を明確化し、情報を入手したら速やかに報道発表を行う。
 - －火災発生に関する第一報については、自治体への通報連絡内容をもとに、速やかに報道発表を行う。
 - －事態が進展した場合や状況が変化した場合、より正確な内容を把握した場合やこれまでにお知らせした内容について訂正する必要があると判断した場合には、随時続報として報道発表を行うこととする（基本的に鎮火にいたるまで継続して実施）。
- ・火災発生時の報道発表については、報道総括責任者である広報部長（平日夜間・休祭日は宿直当番者）の責任のもと、速やかに実施する。

このたび発電所敷地内（屋外）で火災が発生したことにつきましては、地域の住民の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまにご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことを、改めてお詫び申し上げます。

当社といたしましては、これらの対策を着実に実行し、引き続き、協力企業各社も含め一丸となって火災の発生防止に取り組むとともに、迅速な情報発信に努めてまいります。

以 上

<添付資料>

- ・[発電所敷地内で集積・保管していたチップ材の火災について](#)
- ・[「発電所敷地内（屋外）で集積・保管していたチップ材の火災」発生時の報道発表に関する対応状況について](#)

* コンポスト処理

発電所構内において発生した木くず等を堆肥化するための処理。